

公益財団法人日本ナショナルトラスト保護資産

旧安田楠雄邸 利用規程

1. 目的

公益財団法人日本ナショナルトラスト保護資産「旧安田楠雄邸庭園（東京都指定名勝）」を利用しながら保護することを目的とします。

2. 名称

名称を「旧安田楠雄邸庭園（東京都指定名勝）」とし、略称を「旧安田楠雄邸」とします。

3. 公開

「旧安田楠雄邸」の公開日および公開時間は次のとおりです。

(1) 公開日

毎週水曜日・土曜日（8月中旬および年末年始は休館）

(2) 公開時間

10時30分～16時00分（入場は15時00分まで）

(3) 維持修復協力金

建物および敷地の保全のため、表1に定める維持修復協力金を納入してください。

イベント、特別公開の開催時においては別途特別料金を設定する場合があります。詳細はお問い合わせください。

(4) 団体見学

<公開日>

15名以上の団体見学は、事前に日程調整の上、2週間前までに「旧安田楠雄邸庭園 団体見学申請書」【様式1】を提出し、承認を受けてください。

事前にお申込みいただいても、当日15名を下回る場合は団体割引の適用はできませんので、予めご了承ください。

<公開日以外>

団体見学は、公開日以外も貸切見学として受入可能です。事前に日程調整の上、2週間前までに「団体見学申請書」【様式1】に加え「誓約書」【様式2】をご提出ください。ただし、貸切見学の場合の維持修復協力金は、大人1人1,000円、中高生500円とします。

4. 見学上の注意

「旧安田楠雄邸」の見学者は次の事項を守ってください。

(1) 建物等の保護

建物（建具を含む）、展示物、備品等を破損しないよう十分に注意してください。

(2) 喫煙の禁止

文化財保護のため、敷地内の喫煙を禁止します。

(3) 写真撮影の制限

個人が楽しむ目的以外での撮影およびフラッシュや三脚の使用はお断りします。商用目的で写真を利用する場合は事前の申請が必要です。詳しくは（公財）日本ナショナルトラストへお問い合わせください。

(4) その他

その他係員の指示に従ってください。なお、具体的な敷地内での禁止事項は邸内の表示及び配布資料をご覧ください。

5. 利 用

「旧安田楠雄邸」の保存活用のため、（公財）日本ナショナルトラストの理念に沿う目的でのみ利用ができます。「旧安田楠雄邸」の利用者は、事前に利用の承認を受けてください。利用の承認が必要なものは、写真撮影、映像撮影、貸切利用等です。

特に初めて利用される場合は現地での下見・打合せを踏まえ利用申請書をご提出ください。

(1) 次の書類を利用日の2週間前までに提出してください。

- ① 撮影申請書【様式3】または貸切利用申請書【様式4】
- ② 撮影依頼書【様式5】または貸切利用依頼書【様式6】
- ③ 誓約書【様式7】
- ④ 利用方法・特記事項等が明記された企画書
- ⑤ その他、提出を求められた書類等

(2) 利用時間

利用時間は9時00分から19時00分です(それ以外の時間の利用に関してはご相談ください)。

利用時間は設営から清掃後完全撤収までの時間とします。

(3) 維持修復協力金

利用に際して、表2に定める維持修復協力金を納入してください。

(4) キャンセル料

予約をいただいていた利用のお取消しの際は、下記キャンセル料の支払いをお願いしております。急なキャンセルの無いよう、事前の連絡をお願いします。

- ・ 利用日の2営業日前にご連絡いただいた場合：維持修復協力金の30%
- ・ 利用日の1営業日前にご連絡いただいた場合：維持修復協力金の50%
- ・ 利用日の当日にご連絡いただいた場合：維持修復協力金の100%

(5) 受入

下記に触れる場合、ご協力できないこともあります。

- ・ 安全に支障をきたす、あるいは施設を傷つけるおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反す、社会道徳上悪影響を及ぼす、あるいは（公財）日本ナショナルトラストおよび旧安田楠雄邸庭園のイメージを傷つけるもの
- ・ （公財）日本ナショナルトラストが不相当と判断したもの

6. 利用上の注意

「旧安田楠雄邸」の利用者は、次の事項を守ってください。

(1) 建物等の保護

建物（建具含む）、展示物、備品等を破損しないように注意してください。特に、搬入・搬出の際や撮影機材等を使用する際には養生等の適切な対策を十分におこなってください。

(2) 火気厳禁

消防法により火気の使用を禁じられています。裸火・喫煙は禁止です。

(3) 音を発する行為の制限

近隣住宅への影響を考慮し、楽器演奏等により音の発生するイベント等の利用は原則として受け付けていません。また、原則としてマイクやスピーカー等の機器の使用はできません。

(4) 駐車場

駐車場についてはご相談ください。付近の路上駐車はおやめください。また、搬入・搬出の際などは誘導係を設ける等して通行人の邪魔にならないよう管理にあたってください。

(5) 原状回復

利用が終了したときは、速やかに原状に復して、係員の確認を受けてください。仮に施設の什器備品などに損害損傷を与えた場合は、すみやかに担当にご連絡をお願いします。最終的に、利用者が全責任を負い、その損害賠償をご負担いただきます。

(6) 利用の承認の取り消し

次のような行為がある場合、利用の承認を取り消すことがありますのでご注意ください。

- ① 他の利用者、近隣に迷惑を掛け、または迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- ② 管理上支障があるとき。

(7) その他

その他係員の指示があった場合にはこれに従ってください。

7. その他

(1) 税制上の優遇措置

維持修復協力金は、(公財)日本ナショナルトラストへの寄付として、個人の場合は所得税、法人の場合は法人税の税制上の優遇措置が適用され、税控除が受けられます。

(2) 問合せ・申請

公益財団法人日本ナショナルトラスト

(担当) 事業課 大久保 優美 (おおくぼ ゆみ)

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 4F

TEL : 03-6380-8511 FAX : 03-3237-1190 E-mail : y-okubo@national-trust.or.jp

郵便振替番号 : 00120-2-106140 加入者名 : 公益財団法人日本ナショナルトラスト

表1 見学時の維持修復協力金

	区 分	維持修復協力金 (1名あたり)	備 考
見 学	(公財)日本ナショナルトラスト会員	無料	当日入会を含む
	大人	500 円	
	中・高校生	200 円	
	小学生以下	無料	ただし保護者同伴のこと
	障がい者(手帳提示)	無料	介添者1名含む
団体見学*1 (公開日)	(公財)日本ナショナルトラスト会員	無料	賛助団体、団体会員
	大人	400 円	
	中・高校生	160 円	
団体見学*1 (非公開日)	(公財)日本ナショナルトラスト会員	500 円	15名以上で申込み可
	大人	1,000 円	15名以上で申込み可
	中・高校生	500 円	15名以上で申込み可

*1 団体見学は事前申請が必要です。

表2 撮影利用および貸切利用時の維持修復協力金 ※全て事前申請が必要です。

	区 分	単 位	維持修復 協力金	備 考
写真撮影	旧安田楠雄邸の取材利用	1 日	別途相談	
	ロケ地利用	1 時間	30,000 円	JNT 個人、団体会員・賛助団体は 2 割引
映像撮影	旧安田楠雄邸の取材利用	1 日	別途相談	
	ロケ地利用	1 時間	50,000 円	JNT 個人、団体会員・賛助団体は 2 割引
貸切利用 (会議・イベント等) *1*2	基本料金	2 時間まで	40,000 円	JNT 会員半額
	延長料金 (午前 10 時 30 分から午後 4 時まで)	1 時間につき	10,000 円	
	公益性・地域性が認められる場合	1 日	20,000 円	*3
下 見	公開日	3 人目から 1 名につき	500 円	
	非公開日	1 回	15,000 円	

*1 物販を行われる場合は、原則として売り上げの 20%以下を手数料としていただきます。

*2 旧安田楠雄邸の備品をご利用いただけます(料金の詳細はお問い合わせください)。

*3 応相談。